

別紙

治山施設等の名称 「人々の暮らしを飛砂から守る庄内海岸防災林造成事業」

所在地 山形県酒田市宮海字新林国有林1127林班外
山形県飽海郡遊佐町吹菅里字十里塚141林班外
山形県鶴岡市湯野浜字浜泉国有林194林班

工事期間 昭和26年～現在

施設・工法の概要

砂丘造成、静砂工（砂草植生含む）、植栽工、下刈、つる切、除伐、本数調整伐、防風垣、砂草追肥等の工法がある。

解説（要約）

第二次世界大戦、戦後の混乱などにより庄内海岸林は荒れ果て、人々の生活に重大な悪影響を及ぼすようになった。このため、国直轄による海岸林造成事業が昭和26年（1951年）より本格的にスタートした。まず砂丘や砂草地を造成し、その後順次クロマツを植栽し、保育事業を進めてきた。その結果、国有林において約800haに及ぶ海岸防災林が構築され、飛砂等の被害から庄内平野の人々の生活を守り続けている。

解 説

庄内海岸林は、江戸時代から昭和初期まで連綿と続けられてきたが、戦中・戦後は物資欠乏と社会混迷の時代が続き、事業は中断。かつて先人達が苦勞を重ねて植林した庄内の海岸林は現状維持すら出来なくなり、前線側から荒廃が加速度的に進んだ。その結果、後背地の道路、家、農用地が砂で埋没してしまうほど飛砂による被害が激しくなり、一晩で家が砂で埋没したり、飛砂の影響から家の中で傘をさして食事をする等の被害が発生



砂に埋もれた民家

した。加えて、河川に砂が堆積し氾濫を誘発する被害も生じたため、海岸に近い場所では家を捨て、土地を離れる人が後を絶たない状況であった。なお、このような逼迫した状況を題材にした長編小説「砂の女（著者：阿部公房）」が昭和37年に発表されている。

このため、困窮した地元住民より荒廃した海岸付近の民有地が国に寄付され、従来からの国有地と併せて、国直轄による海岸林の造成事業が昭和26年（1951年）より本格的にスタートした。

海岸林の造成事業は、海岸汀線に近い狭長な飛砂地帯が多く、しかも全国でも有数な強風地であり、これらの土地・気象の諸条件を考慮して次のような方針で施工した。

まず、砂丘を築造して地形の整理を行い、地形そのものである程度の風力をそぎ、砂の移動を軽減させる。このため砂丘頂は出来る限り水平にし、各砂丘は内部に向かうに従って高くする。これらの施工は内陸側から次第に海岸側へと進めて汀線近くまで施工し、裸砂地を少なくして飛砂量を減少さ

せる。

植栽は砂地の植生誘導のためにまずハマニンニク等の砂草を、次にアキグミ等の静砂木をもって砂地を固定し、砂地を安定させてからクロマツ植栽を順次進め、海岸防災林を構築する。

このように造成された庄内海岸林は、国有林が833ha、後背地の民有林と併せると約24百haに及び、季節風による寒風・強風を直接防ぐとともに、風で舞い上がった砂や海水をキャッチすることにより、保全すべき民家、道路、農用地等への風害、潮害及び飛砂による被害を未然に防止している。

このように、人々が普段目にしていくるクロマツ林は、飛砂等の被害から庄内平野の人々の生活を守るために、今後より一層の維持管理が求められているところである。

参考文献：「海岸治山事業の概要」昭和58年2月 酒田営林署発行



植付け作業の様子

完成した人工砂丘

